

令和5年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和5年9月8日 開会

令和5年9月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和5年第3回新十津川町議会定例会

令和5年9月8日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 故村井利行議員追悼演説
- 第5 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 財政援助団体監査結果報告
 - (5) 一部事務組合議会報告
- 第6 委員会への付託の報告
- 第7 行政報告
- 第8 教育行政報告
- 第9 議案第64号 新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第65号 新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第11 議案第66号 新十津川町定住促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第67号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）
(内容説明まで)
- 第13 議案第68号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第14 議案第69号 財産の取得について
(内容説明まで)
- 第15 議案第70号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
(内容説明まで)
- 第16 一般質問
- 第17 議案第71号 土地改良事業の計画の概要について
(内容説明まで)
- 第18 議案第72号 土地改良事業に関する事務の受託について
(内容説明まで)

- 第19 認定第1号 令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第20 認定第2号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第21 認定第3号 令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第22 認定第4号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第23 認定第5号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第24 報告第8号 令和4年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 第25 報告第9号 令和4年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第26 報告第10号 令和4年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	

農業委員会事務局長	小	松	敬	典	君
建設課長	千	石	哲	也	君
会計管理者	内	田		充	君
教育委員会事務局長	鎌	田	章	宏	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪	田	謙	治	君
--------	---	---	---	---	---

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから令和5年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付されてあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、大畠光敬議員。
7番、杉本初美議員。両議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会から報告をいたしたいと思っております。

日時は、9月5日午前中に行われております。出席者は、記載のとおり。説明員として、
副町長、総務課長にお越しを願っております。

協議結果でございます。

令和5年第3回町議会定例会の会期は、9月8日金曜日から13日水曜日までの6日間と

する。

日程については、裏面を参照していただきたいと思います。

付議案件については、条例の一部改正3件、令和5年度会計補正予算2件、財産の取得1件、規約の変更1件、計画の概要1件、事務の受託1件、人事案件2件、令和4年度会計決算の認定5件、報告3件の計19件である旨、総務課長から説明を受けております。

また、常任委員の選任1件、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙1件の計2件を付議する旨、議会事務局長から説明を受けております。

次、令和4年度会計決算の認定に係る審議については、議長を除く議員9名による決算審査特別委員会を設置して行うこととしました。

一般質問の通告は、2人から2件を受理しております。

請願、陳情等の受理状況から、9月5日現在、請願1件、陳情3件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けております。その請願1件、陳情2件については、所管の委員会に付託するという事になっております。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの6日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの6日間に決定いたしました。

◎故村井利行議員追悼演説

○議長（小玉博崇君） 日程第4、先例に従い、去る8月26日に逝去されました故村井利行議員の追悼演説を行います。

皆さんもご承知のとおり8月26日午前7時、私どもの同僚でございました村井利行議員が、病で他界されました。誠に、痛惜の念に堪えません。謹んで哀悼の意を表したいと思います。

それでは、故村井利行議員の御霊に黙祷をささげたいと思います。

皆さん、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（小玉博崇君） 黙祷。

〔黙祷〕

○議長（小玉博崇君） 黙祷やめ。

黙祷を終わります。

着席願います。

○議長（小玉博崇君） ここで、10番、西内陽美議員から追悼演説の申し出がありますの

で、これを許可します。

10番、西内陽美議員。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） ただいま議長からご報告のありましたとおり、本町議会村井利行議員が、去る8月26日ご逝去されました。

今年4月の統一地方選挙において二期目の当選をされ、議会活動の要ともいえる広報広聴常任委員会委員長にご就任されたばかりでした。

新型コロナウイルス感染症の扱いが2類から5類へ移行されたことで、制限を受けていた広聴活動がやっと4年ぶりに再開できると、楽しみにされていたらっしゃいました。

またご一緒に仕事ができると、議員一同、信じて疑わなかった中での突然の訃報に接し、驚きと深い悲しみに打ちひしがれております。

ましてや、御遺族の御心痛はいかばかりかお察しするに余りあり、お慰めの言葉もございません。

ここに、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。

村井議員は、昭和25年8月3日、本町字弥生で農業を営まれていた、お父様利勝様、お母様さん様のもとで、お生まれになりました。

幼い頃から利発で運動能力も秀でておいででした。

健やかにご成長され、新十津川小学校、新十津川中学校、道立滝川高等学校をご卒業後、専修大学にご進学されます。大学では法学部をご専攻されました。

昭和48年、専修大学をご卒業され、札幌トヨペット株式会社にご入社されます。

ご入社後は、営業成績が大変優秀でいらして、会社から何度も表彰を受けられました。

滝川店や札幌市内の各店の店長を務められたのち、愛知県日進市にありますトヨタ自動車株式会社日進研修センターにおいて、全国の店舗の店長に対して指導をする立場にもつかれました。

60歳で滝川店に戻られ、65歳を迎えるまでの42年間を、ご立派に勤め上げられました。

札幌トヨペット株式会社を退職されたのちは、滝運産業株式会社にご就職をされました。

平成31年4月、温厚にして篤実なお人柄や卓越した行動力が、地元の青葉区民はもとより、多くの町民の皆さまの信望を得て、新十津川町議会議員に初当選されたのであります。

同年5月、選挙後の初議会で、議会にあっては、総務民生常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長、広報広聴常任委員会広聴班長などに選任されたほか、新十津川町都市計画審議会委員に就任されました。

また、一部事務組合の滝川地区広域消防事務組合議会議員を務めるなど、本町の町政発展のみならず、広域的にも大きなご功績を残されました。

村井議員は、初当選後わずか2か月後の新十津川町議会第2回定例会において一般質問で登壇され、貸付型ではなく給付型の奨学金制度を導入し、定住促進制度と組み合わせた子育て支援をもって、人口減少のカーブを更に緩やかにできるのではと、政策提言を行ったのであります。社会の動きや確かな情報、本町が実施している定住促進対策事業、育英事業などを詳細に調べた上での内容には説得力があり、堂々と理事者と向き合うご様子に私はメモを取る手を止め、村井議員の一般質問に聞き入っていました。

村井議員は、1期目の4年間に目指すこととして、「住民の意見をよく聴き、行政に活

かすまちづくり」「子育て、教育環境の充実」「独り暮らし世帯のコミュニティを推進し、サポート活動を充実」「経済、雇用の充実強化」を挙げられました。

有言実行を絵にかいたような村井議員は、この4つを実現すべく、続く第3回定例会では、人口減少対策について、第4回定例会では、地域公共交通の方向性についてと、問題意識をもって一般質問をされました。

その後も、GPS機能を使い、ご高齢者宅の置き雪に配慮する「思いやり除雪」の導入や、大人に変わって家族の介護や日常的な世話をする18未満のヤングケアラーに対する体制の構築の必要性を訴えられました。

世界的な大手企業の要職を長くお勤めになられた村井議員は、議会にあっては、議会活動によって得られた町民の皆さまの声を集約し、分析し、再び議会活動にフィードバックするという作業のスピードが尋常ではありませんでした。

それも、その作業に携わる議員へ目的と方向性を示した上で業務を分配し、それぞれが組織の一員として充足感を味わいながら、作業を完遂するようマネジメントしながら、議長の下へ収れんしていく、その手腕は秀逸でありました。

人を気持ちよく働かせるのがお上手でありました。大手民間企業の管理職に、長く就かれていた所以でありましょう。お蔭で、ずいぶんと鍛えて頂いたと感謝をいたしております。ありがとうございました。

村井議員と議会活動の展望について語り合うとき、不思議とその場に高揚感が満ち溢れてくるのでした。

確かな存在感をもって、我々、同僚議員を叱咤激励し、進むべき道を果敢にお示くださった村井議員でいらっしゃいました。

改選前、村井議員の議席は2番。その背中の席には、村井議員が親しく「はせ。」とお呼びしていた幼馴染の同級生、今はご勇退された長谷川議員がおり、その隣に私がおりました。休憩時には、椅子をくるっと反転して後ろを向かれ、人懐っこい笑顔で、時には冗談を言って、よく笑わされました。

私の席からは、村井議員の机の上にきれいに並べられた、予算書や資料、議案書がよく見えました。それらにはインデックスがきっちりと貼られ、必要なページが即座に開けるようになっていました。

本日は、令和5年第3回定例会で、決算審査特別委員会が開かれます。

予算書と決算書を手元に置いて見るとき、村井議員のあの几帳面さが現れたインデックスが思い出されます。

最善の準備を尽くして議会に臨まれるご姿勢は、6千3百人を超えるすべての町民の皆様への、敬意と責任感の表れでありましょう。

誠にもって、町政の意思決定機関である議会の議員としての鑑でありました。

常に、町民とともにあり、是々非々の議論を繰り広げられたあなたを失ったことは、我々町議会にとっても、新十津川町民にとりまして、大きな損失であり、惜しみてもなお余りある痛惜の極みであります。

この議場に、村井議員の空席を見て、悲しみを新たにしています。

村井議員、最後の一般質問も奨学金の貸付対象の拡大について、でしたね。できることなら、もっと、もっと、村井議員の一般質問をお聞きしたかったです。在りし日の議場で

の雄姿を偲び、様々に思い出をたどれば、万感胸に迫り、言葉もままなりません。

村井議員。

村井議員が愛した、誇りある歴史と文化のふるさと新十津川町の緑豊かな自然に抱かれ、どうぞ安らかにお眠りください。

村井議員が新十津川町の発展に限りないご心血を注がれたご意志を、私たちは、しっかりと受け継ぎ、本町の発展のために精魂を傾け、努力することをお誓い申し上げます。

ここに、村井議員の生前のご功績を称え、その人となりをお憶いつつ、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、村井議員を今日まで支えてこられました奥様をはじめ、御家族の皆様の中にお思いをいたし、深く哀悼の意を表し、追悼の言葉といたします。

令和5年9月8日、新十津川町議会議員代表、西内陽美。

○議長（小玉博崇君） 以上で、日程第4を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第5、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5番の一部事務組合議会報告ですが、西空知広域水道企業団議会、滝川地区広域消防事務組合議会及び空知中部広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、これを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第6、委員会への付託の報告を行います。

請願及び陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した請願及び陳情等につきましては、お手元に配付した請願及び陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告をいたします。

◎行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第7、行政報告を行います。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和5年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に報告書を配付してございますので、主だったものにつきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、総務課関係から申し上げます。

まず、表彰でございます。

第53回全国中学校剣道大会女子団体戦において、第5位という輝かしい成績を収められました新十津川中学校剣道部に、8月24日、町長賞を贈呈いたしました。

十津川村水害慰霊祭。

8月20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村紀伊半島森林植物公園において開催され、小玉議長とともに参列し、ご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りいたしました。

次に、まちづくり懇談会でございます。

町民の皆さんと直接、意見交換をさせていただくまちづくり懇談会は、8月29日までに9団体、延べ174人の方々と懇談を行いました。

8月23日に役場大会議室で開催した青年世代を対象とした懇談会では、初めての試みとなるWebによる参加を募り、4人の方が携帯電話やパソコンにより参加をしていただきました。

3ページをお開きください。

新十津川町PR動画でございます。

本年4月に新十津川農業高校生に作成を依頼していた本町のPR動画が8月31日に完成いたしました。リニューアルしたふるさと公園や特産品の紹介、農業高校の取組などを若い方の発想で編集した5分間の動画で、ナレーションも農業高校生が行っています。

庁舎バス待合所や物産館などのサイネージでの放映のほか、YouTubeでもご覧いただけます。

次に、今夜も生でさだまさし放送。

本町の応援大使である、さだまさし氏が初めて来町され、NHKの生放送番組「今夜も生でさだまさし」の撮影が、7月28日に役場ロビーで行われました。深夜11時45分からの放送ではありますが、番組では母村十津川村と新十津川町の歴史のほか、町のイベントで開催している泥ブリッジ選手権や、国際中華鍋押相撲も話題となり、多くのことが全国に発信されました。

現在、役場ロビーには、さだまさし氏のサイン入りの番組で使用したホワイトボードを展示しております。

次に、避難所開設キット作成研修でございます。

誰でも速やかに避難所を開設できるよう、避難所開設キット作成研修を7月22日に実施いたしました。

次に、4ページ目をお開きください。

消防でございます。下から3行目でございますが、7月23日に、令和5年度新十津川消防演習が実施され、消防職員、消防団員、ご来賓など158人が参加し、タンク車などを使用した操作訓練や全車両による放水訓練を行いました。

次に、住民課関係でございます。5ページでございます。

交通安全及び防犯ですが、下から4行目、6月20日に交通事故死ゼロ日数500日を達成し、北海道交通安全推進委員会より表彰を受けたところでございます。

次に、保健福祉課関係でございます。6ページをお開きください。

新十津川長寿を祝う会。

8月24日、農村環境改善センターみらいえにおきまして、満76歳及び80歳以上の1,123人のうち173人が参加し、長寿を祝う会を開催いたしました。

なお、本年の慶祝者は、百歳5人、白寿4人、米寿75人、喜寿120人の計204人でございます。

続いて、7ページ、児童館でございます。

一番下段でございますが、7月8日に第16回じどうかんまつりを開催し、34人が参加いたしました。

続いて、8ページでございます。

子ども生活応援事業でございます。

8月31日現在の得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数509世帯に対して501世帯で、交付率は98.4パーセントとなっております。

得きっずカードをお持ちの方には、2か月に1度、買い物累計額に応じて割増ポイントを付与しており、6月に168万1,164ポイントを、8月に140万922ポイントを付与いたしました。

次に、10ページをお開きください。

健康診査関係でございます。

健康診査関係事業における今年度7月31日までの受診者数は、ご覧のとおりでございます。

下段から3行目でございます。

8月4日から10日まで、今回の集団健診に対する結果説明会を開催し、303人に保健指導を行い、特定健診受診者のうち指導対象となったのは、積極的支援が2人、動機付け支援が13人で行いました。

続いて、11ページをご覧ください。

食育推進事業でございます。

6月9日から6月30日までの間、町内のスーパー1店舗におきまして、食生活改善推進員と連携を図り、減塩食品コーナーを設置しました。減塩食品の展示や減塩レシピを配布し、食生活改善の普及啓発を行いました。

また、7月22日には親子クッキング教室を開催し、親子8組18人が参加をいたしました。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大の防止に向け、防災無線、ホームページ、ライン配信などで感染症予防対策の周知徹底に努めております。

新型コロナワクチン接種につきましては、8月31日までに令和5年春開始接種として、オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を、65歳以上の対象者と基礎疾患を有する方又は医療従事者等のいずれかに該当する対象者に実施しましたが、当該接種率は8月31日現在、全体で30パーセント、うち65歳以上は60.4パーセント、当該接種者数は1,750人となっております。

また、12歳未満の対象者の接種率につきましては、5歳から11歳までが初回接種41.3パーセント、追加接種20.5パーセント、生後6か月から4歳までの初回接種完了が7.6パーセントとなっております。

次に、12ページをお開きください。

産業振興課関係でございます。

スマート農業。

本町のスマート農業の取組に係る視察として、7月6日に北海道空知総合振興局の鈴木局長、8月21日にタイ王室灌漑局など、4件69名の方が来町されました。

次に、新規就農者でございます。

8月9日に新規就農者の方々を対象とした激励会がグリーンパークしんとつかわで開催され、今年は3戸3人が後継者として就農いたしました。

13ページでございます。

農産物PR推進事業。

下から3行目でございますが、7月13日からの毎週木曜日、役場前において農産物の直売を行う、しんとつかわもぎたて市を開催し、多くの方に農産物を購入していただき、農産物のPRのみならず、役場前の賑わい創出にも繋がったところでございます。

次に、有害鳥獣駆除対策事業。

こちら上から6行目でございますけれども、ハンターの高齢化などにより、銃器による巡回駆除が減少していることから、有害鳥獣駆除を行う地域おこし協力隊員1名を、9月1日から採用いたしました。

次のページ、14ページをお開きください。

観光イベントでございます。

7月29日には北中央公園で商工会青年部主催による第48回野外慈善ビールパーティー、その翌日30日には、ふるさと公園イベント広場で、第35回しんとつかわふるさとまつりが開催され、両日とも天候に恵まれ、ビールパーティー4,500人、ふるさとまつり6,800人、4年半ぶりの制限のない中で、たくさんの来場者となりました。

最後に建設課関係でございます。16ページをお開きください。

新十津川駅跡地整備事業。

新十津川駅跡地整備事業は、公園整備工事が間もなく完成し、本年10月10日に供用開始の運びと予定しております。

また、公園名につきましては、新十津川小学校5年生、6年生の児童にアンケート投票を行った結果、駅跡地と線路の記憶を伝える桜並木の園路をイメージした、駅跡地さくら公園と決定をいたしました。

以上をもちまして、令和5年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第8、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和5年第2回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

最初に教育委員会関係であります。6月定例会開会以降2回の定例教育委員会を開催しております。

7月19日は、報告3件、議案2件について審議いたしました。

議案第13号では、新十津川町学校給食費負担金納入条例施行規則の一部改正についてでございますが、6月に開かれました第2回町議会定例会で、保護者の経済的負担の軽減と子育てを支援するために児童及び生徒の給食費を夏休み明けの8月から無償化にすること

について補正予算議決をいただきましたので、これに関連する施行規則の一部改正について教育委員の議決をいただきました。

8月30日は報告4件、議案1件について審議いたしました。

報告第37号では、4月18日に小学6年生と中学3年生を対象に実施いたしました、令和5年度全国学力・学習状況調査結果について報告いたしました。

今年度は、小学生が国語、算数の2教科、中学生は国語、数学、英語の3教科を対象に実施し、小学校は、国語が全道、全国平均を上回り、中学校は、英語が全道平均を上回りました。しかしながら、小学校の算数及び中学校の国語、数学が全国、全道を下回る結果となりました。調査で、学力や家庭での学習状況の課題が把握できましたので、学力の定着に向けて、教育指導の充実と家庭学習の改善に努めてまいります。

議案第14号の令和6年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択についてであります。採択については、岩見沢市を除く空知管内23市町の教育長で構成する北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会で審議を重ね決定した図書について、また、中学校については、令和6年度までが現在使用の教科用図書の使用期間でありますので、継続使用について議決をいただきました。

続きまして、視察研修であります。7月22日に全国高等学校総合体育大会開会式が札幌市の北海きたえーるで開催され、谷口町長、小玉議長、松倉教育長職務代理者が出席いたしました。北海道インターハイの開催は36年ぶりであり、28の競技が道内各地で行われ、網走湖で行われたボート競技では、母村十津川高校の男女の選手が出場いたしました。

続きまして、小中学校関係ですが、7月22日から8月20日までの30日間夏季休業といたしました。休み中における事故等はありませんでした。

8月8日から10日までの3日間学校閉庁いたしました。教職員の働き方改革のため、夏季休業中3日間、冬季休業中6日の9日間を休業とする取り組みの一環によるものであります。

2ページをお開き願います。

小学校ですが、8月25日に4年生が北広島市に建設しました北海道ボールパークFビレッジに行きまして、株式会社クボタアグリフロントを見学し、人が生きていく上で欠かすことのできない食と農業の魅力や可能性について学習いたしました。また、エスコンフィールドの施設も見学いたしました。

9月1日の防災の日に合わせて避難訓練と1日防災学校を行いました。全校児童の避難訓練、そして、学年ごとの学習を行い、5年生は、避難所設営体験として、段ボールベットをつくりました。

中学校ですが、9月2日、3日の両日学校祭を行い、3日には、「響かそう新中の歌声を」のステージ看板の前で、この日のために練習を重ねた合唱を学年、クラスごとに保護者など来場者に披露いたしました。

また、記載しておりませんが、8月22日からの高温による熱中症対策につきまして、小、中学校とも教室にクーラーを完備いたしましたので、教室での学習は支障なく行いました。体育の授業は別の教科に変更し対策を図りました。また、中学校は運動系の部活動は中止いたしました。また、少年団についても活動の自粛を要請いたしました。

このことから小、中学校については、本町におきましては、他市町の対応にあるような

時間短縮による下校時間の繰り上げや臨時休校はいたしませんでした。

次に、中体連等の大会結果は表のとおりでありまして、北空知、空知を勝ち抜いて、卓球男子個人2人、バドミントン女子個人1人、剣道男女団体、男子個人1人、女子個人2人、水泳男子個人1人、吹奏楽部が全道大会に出場いたしました。

全道大会では、吹奏楽部が9月1日に札幌市のコンサートホールKitaraで行われました全道吹奏楽コンクールに25人以下のC編成で出場し、銀賞となりました。

また、剣道は、7月30日に稚内市で開催され、女子個人で3年生の小林愛依さんが史上初となる3年連続優勝し、女子団体では2回目となる全道優勝となりました。

8月18日に愛媛県松山市の武道館で開催された全国大会に出場し、予選リーグでは、京都府久御山町立久御山中に3勝2敗、鹿児島県日置市立伊集院中に2勝1敗2引き分けとなり2勝し、決勝トーナメントに進出いたしました。決勝トーナメント1回戦では、長崎県諫早市立諫早中学校と5引き分けとなり、代表決定戦で勝ちました。2回戦の準々決勝では、茨城県茨城町立青葉中学校と対戦し、1勝3敗2引き分けで惜敗いたしました。

また、個人戦は20日に行われ、小林さんが1回戦シード、2回戦は岩手県の代表の選手と対戦し1本勝ち、3回戦は兵庫県の選手と延長戦の末敗れましたが、昨年と同様の全国ベスト32でございました。

団体戦で全国ベスト8、5位入賞という素晴らしい成績を収めましたので、先ほど町長の行政報告にありましたように、8月24日、結果報告に役場に訪れた剣道部に対し、谷口町長より町長賞を授与いたしました。

なお、全国大会出場に係る旅費等の必要経費につきましては、負担金の納入期日が短く、臨時議会を招集して予算措置していただくいとまがないことから、予備費から充用し対応させていただいたところでございます。

また、全国大会出場記念品として、選手には袴を贈呈いたしました。さらに、学校、町民を代表して団体戦の応援に新中の柴田校長に行っていただき、選手が一戦ごとに逞しく戦った試合内容の報告を受けました。

続きまして、7月4日に雨竜町との共同事業で、ゆめりあにおきまして芸術鑑賞事業を行い、新中が160人、雨竜中50人、計210人が、普段接することの少ない江戸落語や上方落語など古典芸能を楽しみました。

学校教育関係で学力の向上の取組として、夏休み中の学習サポートやまびこを、ゆめりあを会場に8月1日から3日までの間で実施し、小学生277人が参加いたしました。

高校配置計画ですが、7月20日に第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が砂川市で開催され、出席いたしました。計画案に対する意見といたしましては、令和8年度廃止予定の奈井江商業高校の存続など、職業校存続の重要性の意見が出されたところでありますが、これらの意見を踏まえ、ここには記載しておりませんが、9月5日北海道教育庁は、令和6年度から8年度の公立高等学校配置計画を策定し、通知がありました。

空知北学区分については、中卒者数の状況などを勘案して、令和6年度に深川西高を現在の2学級から3学級に1学級増とし、令和7年度に深川東高を生徒の進路動向を考慮し、生産科学科、農業系でございます。と、総合ビジネス科、商業の2学級から総合ビジネス科を減らし、生産科学科の1学級とするとしております。また、令和8年度に奈井江商業を中卒者の状況、学校規模、募集定員に対する欠員の状況、地元からの進学率などを総合

的に勘案し、募集停止とすることになりました。

また、空知北学区の令和9年度から12年度までの見通しといたしましては、4年間で2から3学級に相当する中卒者の減、滝川市内において欠員の状況等を考慮し、公立高校全体での再編を含めた早急な配置の在り方の検討が必要、欠員が40人以上生じている学校について、定員を含む学科構成の在り方について検討が必要と示されました。

続きまして、4ページをお開きいただき、外国語指導助手についてでございます。

8月2日に任期満了となりました前任のリュ・デリック・チ氏の後任として、テート・グリフィン・ケーレブ氏が着任いたしました。アメリカ合衆国ジョージア州出身で、年齢は23歳です。任命期間は、令和5年7月31日から令和6年7月30日までの1年間ですが、本人の意向を踏まえ、最長5年までは更新が可能となります。

テート・グリフィン氏は、早速、学校での学習はもとより、全町ソフトボール大会に居住地の文京区のチームに加わり出場するなど、地域に溶け込むよう生活をしております。

次に、農業高校関係ですが、7月6日に昨年度奈良県五條市と締結した交流都市提携事業として、五條市西吉野農業高校の生徒14人が新十津川農業高校生と交流いたしました。西吉野農業高校は、昼間4年生定時制高校で、以前から継続交流しております余市町の農家での10日間の農業体験ののち来校したものでありまして、両校の学校紹介や加工、水稲、野菜など6つの専門分会の学習を見学いたしました。

続きまして、8月18日でございますが、夏休み明けの8月18日から新校舎の供用開始となり、冷房設備が整った快適な環境で学習が行われています。また、7月22日は学校関係者内覧会が行われ15人が、翌日の23日には一般町民など30人の来校がありました。

続きまして、学校給食センター関係ですが、7月4日に母子の絆給食として、奈良県産のそうめんを使った七夕そうめん汁を、また、7月11日には株式会社マツオからご寄贈頂きましたジギスカンを給食に提供いたしました。

子ども会育成者連絡協議会ですが、8月の19日バス遠足を行い、岩見沢市の北海道グリーンランドに会員の親子105人が参加し、夏休みの楽しい思い出となりました。

6ページに移りまして、獅子神楽保存会ですが、9月4日に新十津川神社例大祭で、各地域や神社、役場前などで勇壮な舞を披露していただきました。コロナ禍もあり4年ぶりの活動となりました。

また、新小の特別クラブ児童も15時30分からは神社で、19時からは役場前で日頃の活動の成果を発表し、大勢の来訪者から温かい拍手をいただきました。なお、小学生は、今まで9月4日神社例大祭の日を学校休みといたしておりまして、午前中に役場前で獅子舞を披露しておりましたが、今年度から授業時数の確保などにより新十津川神社例大祭の日を学校登校日としたため、午前中の披露は行いませんでした。

続きまして、アートの森彫刻体験交流施設ですが、8月4日に指定管理者の一般社団法人風の美術館と協議を行い、同館より愛称をいままでの「かぜのび」から「五十嵐威暢美術館かぜのび」とすることといたしました。

世界的に有名で、町の応援大使である五十嵐氏の名前を入れることで、町民や来訪者に親近感を持っていただき、わかりやすい施設となり、来訪者の増加にもつながると考え変更することにいたしました。

母村交流事業ですが、7月26日から28日までの2泊3日で、小学5年生9人、中学生19

人、計28人が引率者と共に4年ぶりに母村を訪問し、母村の小中学生との交流を通じて、母村との縁を学んできました。

7ページに移りまして、7月2日に第29回ピンネシリ登山マラソンをふるさと公園イベント広場を発着として行いました。

当日は、山頂コース77人を含め、道内外から245人の選手がエントリーし、母村十津川村からの1人をはじめ、東京、神奈川など道外からの参加もあり、ランナーは山々や田園の緑の自然の中、初夏の空気と心地よい汗をかき、ゴール後は温泉に入るなど新十津川を満喫していただきました。

続きまして、7月23日に奥田幸雄50周年民謡コンサートをゆめりあホールで開催し、330人の参加者が奥田さんの美しい歌声と半世紀にわたる活動を祝福いたしました。

8月27日に加藤登紀子コンサートを行い、325人が来場いたしました。加藤さんは、過去に母村十津川村でもコンサートも行い、災害で誕生した新十津川町を理解されており、当日はハーブガーデンの慰問や、また、ゆめりあでは男性コーラスのスノーグリー、女性コーラスのアザレアコーラス、新中吹奏楽部、町民有志と一緒に百万本のバラを合唱していただき、町民と一緒に成功させる素晴らしいコンサートとなりました。

8ページをお開きいただき、少年団、小中学生部外活動大会の活躍でございますが、バレーボールですが、6月の25日に行われました第43回全日本バレーボール小学生北海道大会が富良野市で行われ、雨竜暑寒ブレイズが準優勝となり、メンバーの新小5年の小玉陽葵さんと高桑葵さんが7月4日に活躍の様子を私に報告に来ていただきました。

剣道ですが、7月の22日に第5回北海道中学生剣道優勝大会で新中3年小林愛依さんが優勝、高橋一絆さんが準優勝し、9月17日大阪市で開催されます第18回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会に女子2人が、また、他市町の男子3人と5人で北海道団体代表選手として出場いたします。

9ページに移りまして、高齢者生きがい活動関係ですが、ふるさと学園大学でございます。8月29日から31日までの3日間に分けて、見学旅行として71人が北広島市の北海道ボールパークFビレッジのエスコンフィールドと株式会社クボタアグリフロントを見学いたしました。

帰町後のアンケートでは、満足した方が大半を占めました。また、高齢者ということもあり、施設が広すぎて疲れたとの意見もいただきました。

次に、図書館関係ですが、利用状況は、8月31日現在で貸出冊数2万5,633冊で、前年対比185冊の減、貸出人数は4,371人で前年対比138人増となっています。

また、特別事業でございますが、8月27日に青空図書館を行い136人の参加がありました。

以上申し上げまして、令和5年第2回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

(午前10時59分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（小玉博崇君） お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第9、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第10以後を先に審議いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第9、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第10以後を先に審議することに決定いたしました。

◎議案第64号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第64号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第64号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

放課後児童支援員の資格及び配置人数に関する基準を緩和し、放課後児童健全育成事業の安定的な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第64号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

本条例は、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かり、授業の終了後に適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として実施しております。いわゆる放課後児童クラブに関する設備及び運営の基準を定めたものでございます。

これまで、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、この事業に従事する者及びその員数については、国が定める省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

において、従うべき基準として定めるものとされておりましたが、現在は、設備運営基準で定めるすべての項目が、参酌すべき基準となり、地域の実情に応じて、国が定める基準を緩和することが許容されておりますことから、今回、本町の実情に応じ、職員の配置人数基準、条件を緩和するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。新旧対照表1ページをご覧ください。

第10条第2項中、第5項を第6項とする改正につきましては、新たに第3項を追加し、項が繰り下がったことによる修正でございます。

同条第3項につきましては、条文の追加でございまして、第10条第2項本文の放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする規定にかかわらず、一定の時間帯における利用者の数が20人未満の場合は、当該時間帯における放課後児童支援員の数は、1人以上とするものでございます。

同条第4項の改正は、放課後児童支援員の資格要件の緩和に関する規定で、同項中、修了したものの次にかっこ書きとして、「(町が定める研修計画により、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に当該研修を修了することを予定している者(以下「研修修了予定者」という。)を含む。)」を加えるほか、後段には、この場合において、放課後児童健全育成事業者は、当該研修計画にかかわらず、研修修了予定者について、当該業務に従事することとなってから1年以内に当該研修を修了させるよう努めなければならないこととし、規定では2年以内の猶予を設けますが、原則は、1年以内に研修を受けさせるよう努めることとしております。

これまでの放課後児童支援員の資格要件は、保育士、社会福祉士、教員などの資格を有する方。大学で、社会福祉学などを履修し、卒業した方。高卒で、放課後児童クラブ等で2年以上従事した方などが、北海道などが指定する研修を受けることで、放課後児童支援員として任用できるものですが、今回の改正によりまして、前段の資格要件があり、研修修了予定者であれば、放課後児童支援員として任用することが可能となります。

あわせて、第10条第3項の追加規定により、利用人数が少なくなる時間帯に一人体制を可とすることで、柔軟な職員体制を確保することができ、安定的な運営に寄与できることとなります。

続いて、2ページをご覧ください。

附則の改正ですが、経過措置期間が過ぎたことにより、第2項を削除するとともに、この削除に伴い、第1項の項番号及び見出しを削除するものでございます。

議案1ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第64号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小玉博崇君) 以上で、議案第64号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第65号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第65号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

次の4ページをお開きください。

提案理由でございます。

新たな都市公園の追加、既存の都市公園の位置に係る地番の修正その他所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

お戻りいただきまして、内容のご説明を申し上げます。

令和3年度に着手いたしました新十津川駅跡地整備事業の公園整備工事は、本年10月に完成する予定としており、公園の名称、公園の位置及び使用料を追加する条例改正を行うものでございます。

公園の名称につきましては、新十津川駅跡地活用検討委員及び新十津川小学校児童の協力により、駅跡地さくら公園に決定をいたしました。

公園の位置につきましては、JRから無償譲与されました土地、用地買収した土地など全14筆が公園敷地となります。

公園の使用料につきましては、他の都市公園と同様に1日当たりの使用料を設定をいたしました。

また、この度の条例改正に伴い、条項を確認したところ誤りを発見したことから、本条例改正にあわせて修正するものでございます。

それでは、別冊新旧対照表3ページをお開きいただきたいと思います。

第21条、過料につきましては、内容に誤りがあったため改正するものでございます。

別表第1につきましては、青葉公園及び石狩徳富河川緑地の住所地が過去の分筆、合筆によりまして、地番が変わっていたことから修正するものでございます。

4ページをご覧ください。

別表2、13、駅跡地さくら公園の名称及び公園の位置全14筆を追加するものでございます。

別表第2につきましては、駅跡地さくら公園をイベント等で占用使用する場合は、メモリアル広場、芝生広場での使用となることから、1日当たりそれぞれ使用料を追加するものでございます。

次に、議案の4ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例の施行の日は、駅跡地さくら公園のオープン予定をしております令和5年10月10日からとするものでございます。ただし、第21条第1号及び第2号の改正規定並びに別表第1の1の項及び8の項の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでござ

います。

以上、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第65号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第66号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第66号、新十津川町定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第66号、新十津川町定住促進条例の一部改正について。

新十津川町定住促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

7ページをお開きください。

提案理由でございます。

有効期限を延長するとともに、奨励金の額等の見直しその他所要の改正を行い、今後も継続して中期的な定住人口の増加を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明いたしますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） ただいま上程いただきました議案第66号、新十津川町定住促進条例の一部改正について、内容のご説明申し上げます。

本町の定住促進事業につきましては、平成26年度から今年度まで約10年に渡り2度の制度改正を行いながら執り進めてまいりました。

令和4年度までに238世帯、新築で193世帯、中古住宅で45世帯、人口にしまして783人、うち町外から411人で、中学生以下のお子様は280人、うち町外からは148人の方に本町に定住いただいております。

これは、中空知管内の市町で比較しますと、社会増減、いわゆる転入転出の差では、過去5年間で、管内はすべてマイナスとなりますが、人口に対する社会減少率は、本町が最も低いものとなっております。

このように定住促進事業、いわゆる住宅取得助成は、本町の総合戦略に掲げる人口減少の抑制に大きく貢献しているともいえます。

その一方で、令和4年度単年で見ますと、令和3年度と比べ、中空知管内のほとんどが

転入者が増えているという状況にございますが、本町については51人減るという状態で、管内と比較しても鈍化傾向が見受けられる状況にあります。

また、物価高騰等に伴う建築費の高騰、空き家対策、脱炭素社会などの社会情勢等も考慮し、助成額等の見直しを行うとともに事業期間を延伸し、今後も継続して中長期的な定住人口を図りたいとして、この条例の一部改正を求めるものでございます。

はじめに、制度改正の概要をご説明いたします。

まず、新築住宅の助成額についてですが、昨今の建築費が高騰しており、コロナ前の資材等の高騰割合、近隣市町の助成金額などを勘案し、助成金額を増額、併せて、再生可能エネルギーの利活用を促進するため、太陽光発電設備に20万円を加算するものでございます。

2点目が中古住宅の助成額についてです。

現在の耐震基準であります、昭和56年建設以降の住宅を対象としておりましたが、耐震基準を満たした場合も対象とし、また、中古物件の売買価格の条件を引き下げるとともに、定額助成から売買価格に応じた助成額とし、より空き家の解消を図るとするものでございます。

3点目が子育て世帯に対する支援の選択制についてです。

現行制度では、中学生以下のお子様1人につき15万円分のふれあい商品券を交付しておりますが、選択肢を広げるため、とくとっぷカード会加盟店で利用できる、得きっずカードのポイント15万円分でも交付が受けられるよう選択制とするものでございます。

以上3点が制度改正の概要となります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

議案は、5ページから7ページ。資料の新旧対照表は、5ページから12ページとなります。

まず、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表5ページをご覧ください。

第1条、目的の改正は、建築基準法で、建築は、増築、改築も含まれることから、明確にするため、建設に言葉を統一する、用語の整理でございます。

続きまして、6ページに入っていただきたいと思います。

第2条、定義の第5号でございますが、中古住宅の対象は、現行の昭和56年6月1日以降の住宅から、耐震工事を実施した住宅を新たに対象に加え、売買価格も300万円以上から100万円以上に引き下げ、対象の物件を広げるという改正でございます。

7ページ目、第4条でございます。

交付対象者の第1号、第2号でございますが、共に交付対象者について、現行では、住宅の工事請負契約者又は住宅購入者等であって、当該者が定住となったものが要件となっております。ただ、当該者自身が単身赴任となる場合がございますので、そういった場合のその配偶者若しくは1親等以内、当該者の親又は子ですね、の方が定住となった場合にも対象とするというものでございます。

第5条、奨学金の額の第1項で、新築住宅においてでございますが、第1号では、町民で町内の事業所で建設した助成金の額は、現行では150万円となっておりますが、それを190万円とし、第2号では、町民で町外の事業所で建設した助成金の額を、現行の130万円から160万円とし、第3号ですね、8ページにまたぎますが、転入者で町内の事業所で建

設した助成金の額は、現行の180万円から230万円としまして、第4号では、転入者で町外の事業所で建設した助成金の額は、現行の150万円から190万円とするものでございます。

同条第2項でございますが、太陽光発電設備を設置した場合に、それぞれ、新築、中古住宅購入の場合に、それぞれ20万円を新たに加算するというものでございます。

同条第2項の太陽光発電につきましてのそれぞれというのは、第1号から第4号となりますので、新築住宅に関することとなりますので、申し訳ありません、失礼しました。訂正します。

第3項は、中古住宅においてでございます。

第1号では、町民が購入した場合、現行の定額50万円から売買価格の100分の20を乗じた額とし、上限額を70万円とするものです。

第2号では、転入者が購入した場合、現行の定額80万円から売買価格の100分の30を乗じた額とし、上限額を100万円とするものでございます。

9ページ、第6条になります。

商品券等の交付でございます。中学生以下の子ども1人につき、現行制度の商品券のほかに、第2号で、新たに、得きっずカードへのポイントの付与を追加し、商品券、ポイントのいずれかを交付するというものの改正でございます。

第7条、奨励金等の申請及び時期でございますが、第2項は、新築住宅の購入に際し、表題登記後のほかに所有権移転登記後も新たに定義しまして、後段の中古住宅取得については、賃貸として住んでおられる方が、その後、その物件を購入するといった場合にも対象に加えるというものでございます。また、中古住宅購入後に耐震改修工事を施工できるよう、現行の転入、転居後3か月以内から所有権移転登記後6か月以内に申請できるよう期間の延伸等をするものでございます。

10ページです。

第10条、奨励金等の交付の制限等、第12条、奨励金等の返還では、単身赴任世帯等で、当該申請者の家族についても、奨励金等の交付制限、返還の対象に加えるというものの改正でございます。

その他、本則の改正につきましては、明文化などの用語の整理をしたものでございます。

次に、11ページでございます。

附則、第2項でございますが、事業期間を令和6年3月31日から令和10年3月31日へ4年間延伸するというものでございます。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思っております。7ページをご覧ください。

附則でございます。

第1項、施行期日ですが、令和6年4月1日から施行したいとするものです。

第2項以降は、経過措置で、第2項では新築住宅、第3項では中古住宅につきまして、施行日以前に定住となった方については、現行の制度で助成金額等の適用となるというものの附則でございます。

以上、議案第66号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第66号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第67号の上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第67号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第67号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

令和5年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,817万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,618万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長からご説明申し上げますので、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第67号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第3号の内容をご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

はじめに歳入。

15款、国庫支出金。補正額4,295万8千円、計5億1,240万9千円。

16款、道支出金。補正額3,738万7千円、計6億1,107万円。

19款、繰入金。補正額386万8千円、計5億7,677万6千円。

20款、繰越金。補正額2,216万6千円、計1億8,000万円。

22款、町債。補正額5,180万円、計5億420万円。

歳入合計。補正額1億5,817万9千円、計69億4,618万9千円でございます。

続きまして、17ページ、歳出でございます。

2款、総務費。補正額5,578万9千円、計7億4,325万2千円。財源内訳、国道支出金4,141万9千円、一般財源1,437万円。

3款、民生費。補正額54万5千円、計11億2,927万5千円。財源は、すべて一般財源です。

6款、農林水産業費。補正額3,738万7千円、計6億458万9千円。財源は、すべて国道

支出金となります。

7 款、商工費。補正額66万円、計 2 億3,121万円。財源は、すべて一般財源です。

8 款、土木費。補正額4,522万円、計10億180万 7 千円。財源内訳、国道支出金153万 9 千円、地方債4,430万円、一般財源61万 9 千円の減です。

9 款、消防費。補正額1,754万 8 千円、計 2 億2,975万 1 千円。財源内訳、地方債750万円、一般財源1,004万 8 千円でございます。

10 款、教育費。補正額103万円、計 6 億416万 4 千円。財源は、すべて一般財源となります。

歳出合計。補正額で 1 億5,817万 9 千円、計69億4,618万 9 千円。財源内訳、国道支出金で8,034万 5 千円、地方債5,180万円、一般財源2,603万 4 千円となります。

次に、地方債補正の内容を申し上げます。15ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正です。

はじめに追加で、非常用電源整備事業債。限度額750万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率は 5 パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができるというものでございます。

次に、変更で、限度額の補正となります。

1 つ目が、公営住宅建設事業債で、補正前限度額390万円、補正後限度額420万円。

2 つ目が、河川改修事業債で、補正前限度額1,210万円、補正後限度額5,610万円となります。起債の方法、利率、償還の方法についての補正はございません。

次に、28ページをお開き願います。

歳出の内容を申し上げます。

2 款 1 項 5 目企画費。補正額5,495万 7 千円、計 2 億3,112万 3 千円。財源内訳は国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,141万 9 千円、一般財源1,353万 8 千円でございます。

内容を申し上げます。19番、物価高騰生活支援事業5,495万 7 千円は、昨今、生活必需品の価格高騰が著しく、まちづくり懇談会においても、生活に苦慮する実情を伺いましたので、町民を対象とした生活支援事業を実施することにいたしましたものでございます。

事業展開に当たっては、町内消費の下支えはもとより、デジタル化の推進にも繋がるよう、しんとつかわポイントカード会と連携して事業を進めることとしています。

対象者は、本町に住民登録がある19歳以上の町民5,400人を想定しており、1人当たり、とくとっぷカード10,000ポイントを付与することとしております。

事業期間は、10月中旬から令和 6 年 3 月10日までの予定としてございます。

次に、9 目行政区費。補正額83万 2 千円、計2,096万 2 千円。財源は、すべて一般財源でございます。

内容を申し上げます。3 番、行政区自治会館維持管理事業83万 2 千円は、町民の方が自治会館を利用する際の安全を確保するため、自治会館の玄関出入口階段に手すりを設置するもので、行政区長会からは言うまでもなく、まちづくり懇談会においても、降雪期に入る前に是非、設置して欲しい旨の要望がございましたので、補正予算での対応とさせてい

ただきました。

設置は、吉野活性化センターを除く10行政区会館に1基ずつ設置することとしてございます。

続きまして、30ページ、31ページとなります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額54万5千円、計1億3,178万1千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。3番、総合健康福祉センター管理運営事務54万5千円は、ゆめりあの修繕経費で、経年劣化により故障が発生しております陶芸室の天井に設置されている換気扇とダクトの交換を行うというものでございます。

次に、32、33ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額3,738万7千円、計4億348万9千円。財源は、すべて国庫支出金で、麦・大豆生産技術向上事業補助金となります。

内容を申し上げます。20番、麦・大豆生産技術向上事業3,738万7千円は、麦・大豆の生産性向上のために、スマート農業技術を活用した生産の高度化、省力化など、新たな営農技術の導入に取り組む農業者に対して、補助金が交付されるもので、国費が、町を經由して交付される間接補助金となります。本年7月に補助採択となりまして、対象農家は63戸となります。

続きまして、34、35ページとなります。

7款1項3目地場産業振興費。補正額66万円、計5,818万6千円で、財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。1番、交流促進施設等管理運営事業66万円は、本年6月の経済文教常任委員会に報告させていただきました案件で、ライティングハウスの躯体調査経費となります。

ライティングハウスは、昨年来、今年度の宿泊営業の本格実施に向けて、内部の改修を行ってまいりましたが、今年4月、強い風雨の際に、施設内部に雨水が吹き込む場所が発見されるとともに、窓の開閉がスムーズにできない箇所も見つかったことから、施設の躯体の歪み、腐食といった可能性も視野に入れ、今後の改修の必要性や改修方法を調査するものでございます。

次に、36、37ページとなります。

8款3項1目河川総務費。補正額4,400万円、計8,849万4千円。財源はすべて地方債で、河川改修事業債、充当率は100パーセント、交付税の措置は70パーセントとなります。

内容を申し上げます。2番、河川維持管理事業4,400万円は、ヌタップ川災害防止対策工事で、本年春より進めておりました調査設計業務が終了し、概算事業費、工事内容が確定いたしましたので、その改修を行うものでございます。予定工事の延長は28メートルとなっております。

次に、4項1目都市計画総務費。補正額57万6千円、計1億5,002万円。財源は、すべて一般財源でございます。

内容を申し上げます。5番、下水道事業会計負担金57万6千円は、下水道事業特別会計に対する一般会計負担金で、下水道料金システムのコンビニ収納対応にかかる費用の負担分となります。

次に、5項1目住宅管理費。補正額ゼロで財源更正となります。あじさい団地外部改修に伴う社会資本整備総合交付金の交付率が引き上げとなりましたので、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、5項2目住宅建設費。補正額64万4千円、計633万8千円。財源の内訳、国道支出金41万8千円は社会資本整備総合交付金、地方債30万円は公営住宅建設事業債、一般財源は、差し引き7万4千円の減でございます。

内容を申し上げます。1番、公営住宅建設事業64万4千円は、さくら団地公営住宅建替えのために、既設団地への入居を希望する方の移転を進めておりますが、移転を希望される方が、当初予定していた5件から8件に増える見込みとなりましたので、移転補償金の不足分を計上するものでございます。移転戸数の増と社会資本整備総合交付金交付率の引き上げに伴い、特定財源である交付金、地方債、それぞれが増額となっております。

次に、38、39ページとなります。

9款1項3目災害対策費。補正額1,754万8千円、計2,141万8千円。財源の内訳、地方債750万円、一般財源1,004万8千円。地方債は、非常用電源整備事業債で充当率が100パーセント、交付税の措置70パーセントとなります。

内容を申し上げます。7番、福祉避難所非常用電源整備補助金1,754万8千円は、町が福祉避難所に指定している2施設が、非常用電源の整備を行うこととなったことから、条例の規定によりまして整備費用の一部を助成するもので、補助率は4分の1となります。

助成額は、空知中央病院に、上限額であります1,000万円、ハーブガーデン新十津川に754万8千円を予定しておりまして、社会福祉施設でありますハーブガーデン新十津川分につきましては、適債性があることから、地方債750万円を特定財源として充当しております。

続きまして、40ページ、41ページとなります。

10款4項1目社会教育総務費。補正額71万5千円、計3,478万3千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。19番、十津川村駅伝大会派遣事業71万5千円で、母村十津川村から、明年1月に開催されます第70回十津川村駅伝大会のご招待をいただきましたので、町としてチームを編成し、選手団を派遣したいとするものです。

母村の駅伝大会には、10年ごと、節目の大会に参加しておりまして、第50回、第60回大会にも参加をさせていただいております。

補正の内訳は、選手団9名と随員職員1名分の旅費3泊4日分、ユニフォーム代、大会賞品の提供費用などとなっております。参加者の個人負担1人3万円と、十津川村からの参加招待費50万円を除いた分を町で負担するというものとなります。

次に、2目文化振興費。補正額31万5千円、計650万7千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。3番、伝統芸能継承団体支援事業31万5千円は、踊り保存会の母村研修に対する一部助成となります。

十津川村の大踊りが、昨年、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、本町の踊り保存会が、改めて、現在、継承している踊りの確認と、まだ継承していない踊りを習得したいとして、母村を訪問することとなりましたので、訪問する会員12名分の旅費

の一部3分の1について助成を行うものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第67号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午後12時00分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（小玉博崇君） 日程13、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に1番、加藤敏晃議員。登壇の上、発言願います。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） それでは、議長の指示がありましたので、私から町長に一般質問をさせていただきます。

テーマは、協働のまちづくりの拠点である行政区会館の機能強化についてです。

具体的には、行政区会館に冷房を設置するべきだという提案になります。

北海道の夏の暑さは年々厳しさを増しており、特に今年は、お盆を過ぎてもなかなか涼しくならず、つい最近まで暑い日が続いていました。

気象庁が公開している資料で、6月から8月の岩見沢市の夏日と真夏日の日数などがまとまっていました。これによりますと、2016年に観測された夏日は43日、真夏日は7日、その後、2017年、2018年が同じような日数だったんですけれども、2019年の夏日は37日、真夏日になると、ここが2桁になりまして12日になっていました。2020年の夏日は、更に夏日が増加して49日、真夏日は11日、更に続けて2021年が、この年がとても増えておりまして、夏日は53日、真夏日は23日となっています。この年は、6月の夏日、7月の真夏日が非常に多い年となっていました。2022年については少し落ち着いたんですけれども、今年2023年の夏日につきましては38日、真夏日が更に増えてまして29日になっておりました。

このように、空知管内の夏日や真夏日が増加傾向にあることが読み取れました。2016年と2023年で比較しますと、真夏日に関しては22日増えていました。

2023年の滝川市の場合を、ここだけ特別に見てみたんですけれども、こちらは夏日37日、真夏日が30日となっていました。このうち、この真夏日30日のうち21日間は8月に集中していました。

そこで、真夏日が特に多かった2021年と今年の8月の滝川市の平均最高気温を比較しましたところ、8月上旬は2021年が30.8度、2023年は28.5度、なので今年の方が2.3度少し低い状況にありました。この後です、8月中旬に関して2021年は23.6度だったんですが、2023年は30.5度となっています。比較して6.9度高い状況です。8月下旬になりますと、

2021年が26.4度、2023年は31.7度と、こちらも非常に暑く、比較して5.3度高い状況でした。今年の8月は、中旬と下旬が特に暑かったということですね。

さらにですね、7月21日付の東スポWebの記事に掲載されているNASAの気候学者ギャビンシュミット氏の発表によりますと、現在進行中のエルニーニョ現象は、今年末に向けてピークに達するため、来年度2024年は、更に暑い年になるとのことでした。

そのような状況の中、行政区の活動拠点であり、一時避難場所にもなっている行政区会館には冷房が設置されていません。このため、避難した矢先に集団で熱中症になり、命を落とすといった可能性も考えられます。

行政区会館は、社会福祉協議会のすまいるあっぷ事業など利用される機会が増えているため、来年度以降の猛暑に備えて、住民の命を守るためにも、冷房を設置する必要があると考えます。

また、行政区活動の拠点である行政会館の機能を強化することは、住民同士の交流を促進し、協働のまちづくりの推進にも繋がることが期待されます。

以上のことから、各行政区会館に冷房を設置するべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員のご質問にお答えをいたします。

今年は、1番議員のおっしゃるとおり、北海道においても近年まれにみる暑さとなりまして、早朝から夜中まで気温が高い日が多く、非常に過ごしづらい日々が続きました。

こちら、気温の傾向を見ますと、北海道内では40日連続の真夏日が観測されておりまして、本町にあります石狩吉野のアメダスデータでは、真夏日となった日が、6月から8月の間ですけれども28日を記録するなど、ご指摘のとおり例年になく暑い日が多い状況となりました。

このような状況から、毎週定期的に行われているすまいるあっぷ事業は、8月23日から25日までの3日間は猛暑日となる見込みであったため、熱中症を防ぐ観点から中止になったとお聞きしております。

また、6月上旬から8月下旬にかけて行いましたまちづくり懇談会の中でも、会館の窓の配置の関係から風が抜けづらく、暑さに参っているという声も伺ったところでございます。

また、ご質問のとおり、行政区自治会館は災害時の一次避難所でもあるため、真夏に災害が発生して避難をした場合、熱中症の発症を防ぐためにも冷房設備の計画的な整備は必要性の高い課題であるというふうに捉えているところでございます。

一方で、冷房設備の整備を検討するにあたりまして、行政区自治会館における建物の改修や備品の更新ルールを確認しますと、屋根や外壁などの建物本体に係る改築は町が負担し、ストーブなどの備品の更新は、行政区が負担するというのが基本ルールになってございます。

以上のことを踏まえまして、行政区自治会館への冷房設備の整備については、昨今の気候の状況から判断しますと必要だというふうに思われるため、現状の費用負担のルールを

基本としつつ、設備の設置、更新や今後における維持管理に関する費用の負担について、各行政区と協議が必要であると考えております。

最後になりますが、行政区自治会館に冷房設備が整備されることで、日常においても集まりの機会が増え、地域コミュニティーの活性化が図られるだけでなく、災害時における避難所として環境向上も図られることから、行政区会館の維持管理を担う行政区の意向を踏まえつつ、前向きに協議を進めていくことを申し上げまして、1番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 再質問はございますか。

再質問を許可します。

○1番（加藤敏晃君） それでは、再質問をいたします。再質問でお伺いしたいことは、各行政区との協議をいつまでに実施して、次の夏のシーズンに間に合うように進めていただけるのかどうかというところで、協議の結論を出す時期を確認させていただきたいです。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほど、いつ頃に協議が始まるかということでございますけれども、これについては、来年も夏が、予想ではございますけれども、暑くなるという予想があります。ですので、本当に早急に協議を開始をしまして進めていきたいというふうに思っております。

ただ、ちょっとお聞きしますと、エアコン自体がですね、なかなか入りづらいというか、入荷しづらいというか、そういった状況でもありますので、来年の夏に何とか間に合わせるべくですね、協議を進めていきたいというふうに考えていることを申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 再々質問はございますか。

○1番（加藤敏晃君） ありません。

○議長（小玉博崇君） 以上で、加藤敏晃議員の一般質問を終わります。

次に、2番、工藤健議員。登壇の上、発言願います。

〔2番 工藤健君登壇〕

○2番（工藤健君） 議長のご指示がございましたので、酪農学園大学との連携協定について、谷口町長に初めて一般質問させていただきます。

本町には北海道立新十津川農業高校があり、現在1年生29名、2年生31名、3年生11名、計71名の生徒が農業と福祉について学んでいます。

農業を学べる教育環境を整備し、継続的に生徒数の確保を図るため、また、本町は今年度からドローンを核としたまちづくりを推進しようとしていることから、北海道初となる産学連携ドローン教習コースを創設するなど、ドローン研究にも注力している酪農学園大学と連携協定を締結し、農業及びまちづくりの発展につなげるべきと考えますが、谷口町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、2番議員のご質問にお答えしたいと思います。

2番議員の質問内容につきましては、町内にございます農業高校と町が今年度から取り組むドローンプロジェクトに着目され、これらの要素を関係機関との連携の下で進めることができれば、高校や町にとってより良い展開が図られるのではないかとという提案型のご質問と捉えております。

初めに、町がほかの機関や団体と連携協定を結ぶということにつきまして、まずもって町のまちづくりの方針やプロジェクトの目的に沿うことが前提であり、連携相手の目的に沿っていることも当然ながら必要になると思います。

このことから、連携協定については、相互の事業目的が同じ方向性であること、若しくは相互に共通する解決課題を持っており、その上で連携することによる相乗効果が見込まれ、かつ、信頼関係を構築できると判断したときによりやく締結に至るというふうにご考えてございます。

それを踏まえまして説明いたしますと、本町のドローンプロジェクトは、現在、公募型プロポーザル審査を経て、4社で構成するコンソーシアムを相手方として決定し、随意契約に向けて詳細を詰めている段階でございます。

今回の公募では、ドローンスクール開設のほか、町内にドローンコースを設置するなど構想に盛り込んだ上で事業者を募集し、ドローンスクールについては、既に全国展開をしているコンソーシアムの構成事業者が、直営校を開設する計画となっていることから、現段階において、酪農学園大学が運営するドローン教習コースとの連携を町のプロジェクトの要件に新たに加えることは大変難しい状況でございます。

次に、新十津川農業高校における教育環境の整備と継続的な生徒数の確保についてでございますが、農業高校は、本年7月に新校舎が落成しました。道立高校としては道内初となるジェンダー対応のトイレ設置のほか、道産材の活用や省エネにも配慮した近代的な施設となり、この夏休み明けから生徒はもとより教職員にとっても快適な環境の下で学習活動が行われております。

このことに加え、カリキュラムにつきましても、地域との交流を促進するなど、地域に根差した特色ある活動を行っておりますことから、施設の魅力と相まって今まで以上に選ばれる学校となるよう大いに期待するところでございます。

一方で新十津川農業高校は、町内にございますが、北海道立の学校であり、学習指導要領に基づいた教育や学校運営を行うのが基本でございます。

このことから、本町としましては、これまでと同様に学校と町の教育委員会が連携を図り、より魅力ある高校となるよう学校運営に対し側面的な支援を図っていくことが最大の応援になるものと考えます。

繰り返しになりますが、ドローンプロジェクトにつきましては、現在、事業がまさに動き出そうとする段階にあり、酪農学園大学との連携を要件に加えることは、現状においては現実的に難しいこと。そして、農業高校につきましては道立の学校であることから、側面的な支援をもって引き続き応援をしていきたいことを申し上げまして、2番議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 再質問はございますか。

○2番（工藤健君） ございません。

○議長（小玉博崇君） 以上で、工藤健議員の一般質問を終わります。
これもちまして、一般質問を終了いたします。

◎議案第68号の上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第68号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第68号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の43ページをお開き願います。併せまして、44ページ実施計画も併せてご覧ください。

総括。

第1条、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

令和5年度新十津川町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部。

1款2項営業外収益。補正予定額57万6千円。これは、支出の部で説明いたします使用料収納システム改修に係る費用を、他会計補助金として一般会計から補助を受けるものでございます。

支出の部。

1款2項営業費用。補正予定額57万6千円。これは、令和6年度から下水道使用料を納付書で支払う方が、コンビニでも支払うことができるように使用料収納システムを改修する費用でございます。

第3条、特例的収入及び支出の補正。

予算第5条中「468万3千円及び125万5千円」を「2,024万円及び1,035万6千円」に改めるもので、決算の確定に伴い、未収金及び未払金の補正であります。

第4条、他会計からの補助金の補正。

予算第9条中「1億1,385万2千円」を「1億2,458万7千円」に改めるもので、こちらも決算の確定に伴い、一般会計から補助を受ける金額の補正でございます。

以上、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第68号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第69号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第69号、財産の取得についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第69号、財産の取得について。
町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、
議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、除雪ドーザ1台。

2、取得の目的、除雪体制の強化。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格2,506万9千円。

5、契約の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番19号、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店、支店長、石岡弘樹。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納期限につきましては、半導体等流通不足によるメーカーの生産台数の制限による遅れがございまして、令和6年11月15日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第69号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第70号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第70号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第70号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

後志広域連合が北海道市町村職員退職手当組合に新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も13ページを併せてご覧いただきたいと思っております。

後志広域連合で職員を採用したことに伴い、新たに退職手当組合に加入することとなったため、規約の変更でございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第70号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第71号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第71号、土地改良事業の計画の概要についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第71号、土地改良事業の計画の概要について。

土地改良（総富地地区維持管理）事業の計画の概要を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容につきましては建設課長から説明申し上げますので、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 千石哲也君登壇]

○建設課長（千石哲也君） ただいま上程いただきました議案第71号、土地改良事業の計画の概要について、内容のご説明を申し上げます。

まず、土地改良総富地地区維持管理事業の計画概要の内容説明の前に、計画概要を定める必要性についてご説明申し上げます。

総富地頭首工は、国営かんがい排水事業樺戸二期地区で造成された施設で、徳富ダムの水を本町、浦臼町、月形町のほ場に供給するために造成された施設でございます。

総富地頭首工は、平成22年に供用開始し、新十津川、浦臼、月形の3土地改良区を代表して新十津川土地改良区が施設を維持管理しております。

しかし、施設の維持管理には多額の費用がかかることから、国及び北海道から補助を受けておりますが、現在の補助では維持管理費全体の約3割程度を受けるにとどまっております。

一方、総富地頭首工と同じ頭首工である徳富川頭首工、徳富川の学園と総進の境にある頭首工でございます。そちらは、大規模で公益性の高い施設であることから、基幹水利施設管理事業として、国及び北海道から6割の補助を受け維持管理しております。

この度、その基幹水利施設管理事業の補助採択要件が拡充され、その要件に総富地頭首工が該当となり、基幹水利施設管理事業として維持管理できることになりました。

ただ、基幹水利施設管理事業の管理者は、市町村でなければならないことから、3町が管理者となり、総富地頭首工が所在する新十津川町が代表管理者となります。

以上のことにより、総富地頭首工を基幹水利施設管理事業として管理するため、関係する手続及び規定等の整備を行うものでございます。

それでは、議案書53ページをご覧ください。

土地改良事業の計画概要書についてご説明させていただきます。

1番目の事業の目的でございますが、総富地頭首工の維持管理を適切に行うことにより、地域農業の生産性の向上及び農業経営の安定化を図るものでございます。

2番目の地域の所在、地積及び現況でございますが、地域の所在、地域の現況などを記載しております。

次のページをご覧ください。

受益面積の合計は2,077ヘクタール、受益農家戸数の合計は240戸でございます。

3番目の総富地頭首工維持管理の要領につきましては、管理者、維持管理すべき施設、維持管理の方法を記載しております。

次ページの4番目は、費用の概要でございますが、これはあくまでも令和6年度基幹水利施設管理事業の概算申請の金額であり、ただし書きにもありますように、物価の変動、施設の補修等により費用は増減します。

5番目の効用については、最初の事業の目的に沿った内容となっております。

7番目の計画概要図につきましては、議案書の57ページをご覧ください。

総富地川の水を取水する総富地頭首工、取水した水を3町のほ場にする総富地注水工の位置を図示しております。

以上、議案第71号、土地改良事業の計画の概要についての内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第71号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第72号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第18、議案第72号、土地改良事業に関する事務の受託についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第72号、土地改良事業に関する事務の受託について。

町は、次のように規約を定め、浦臼町及び月形町から土地改良事業に関する事務を受託する。

60ページをお開きください。

提案理由でございます。

土地改良事業に関する事務の一部を浦臼町及び月形町から受託するため、規約を定めることについて各町と協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同

法第252条の2の2第3項本文の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長からご説明申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 千石哲也君登壇〕

○建設課長（千石哲也君） ただいま上程いただきました議案第72号、土地改良事業に関する事務の受託について、内容のご説明を申し上げます。

議案書、59ページをご覧ください。

本議案につきましては、前議案第71号に関連する議案であり、先ほど説明させていただきましたとおり、総富地頭首工は、基幹水利施設管理事業として総富地頭首工が所在する新十津川町が代表管理者となることとなります。

基幹水利施設管理事業に関する事務の管理等を一括して行うことが合理的であることから、浦臼町及び月形町との協議のもと規約を定めるものでございます。

それでは、規約の内容についてご説明させていただきます。

第1条は、3町によりますこの土地改良事業を実施するに当たり、基幹水利施設管理事業に関する事務を円滑に進めるため、浦臼町及び月形町2町は、新十津川町に当該事務を委託し、新十津川町がこれを受託する旨を規定としています。

第2条は、2町から新十津川町が受託する事務の範囲について定めております。

第1号では、頭首工の維持管理及び運用の業務に関する事務を、第2号では、基幹水利施設管理事業の補助申請等の事務に関することを、第3号では、前2号を遂行するために必要となる事務全般に関することをそれぞれ表しております。

第3条は、委託事務を遂行する際に適用する条例等については、新十津川町の条例を適用する旨を規定しています。

第4条から第6条までは、経費の負担と予算の執行方法について定めています。

第4条第1項は、おのおのの町の受益に応じて負担する費用について、新十津川町に支払うことを規定しています。

同じく第2項は、それぞれの町の負担額と支払いの時期について協議して定めることとしています。

第5条は、予算の管理と執行を明確に区分する旨を規定しています。

第6条は、交付を受けた負担金に余剰が生じた場合の処理方法について規定しています。次ページをご覧ください。

第7条は、地方自治法の規定により決算の要領について住民に公表した際に、委託事務に関する部分を2町に通知する規定であります。

第8条は、委託事務の管理及び執行について調整を図るため、連絡会議を開催することとし、その開催方法について定めています。

附則でございます。

この規約の制定に伴う必要事項を規定しています。

第1項は、この規約の施行日を令和6年4月1日からと定めています。

第2項は、規約で定める事務に適用する条例等について公表することを規定しています。
第3項は、規約の廃止に伴う清算方法について規定しています。

以上で、議案第72号、土地改良事業に関する事務の受託についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第72号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第19から日程第23までの案件につきましては、関連がございますので、一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、認定第1号、令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第23、認定第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（小玉博崇君） それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま認定第1号から認定第5号まで一括上程いただきましたので、会計ごとに内容の説明を申し上げます。

まず、61ページ、認定第1号でございます。

令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額。

歳入総額80億9,745万1,686円。

歳出総額76億8,952万8,057円。

歳入歳出差引残額4億792万3,629円。

うち基金繰入額1億8,397万1,629円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊。

続きまして、63ページをお開きください。

認定第2号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額。

歳入総額 2億6,985万3,650円。

歳出総額 2億6,626万125円。

歳入歳出差引残額 359万3,525円。

うち基金繰入額 0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

続きまして、65ページをお開きください。

認定第3号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額。

歳入総額 1億2,203万5,515円。

歳出総額 1億2,194万4,715円。

歳入歳出差引残額 9万800円。

うち基金繰入額 0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

続きまして、67ページをお開きください。

認定第4号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額。

歳入総額 1億7,479万4,623円。

歳出総額 1億8,519万4,623円。

歳入歳出差引残額 マイナス1,040万円。

うち基金繰入額 0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

- 4、財産に関する調書、別冊。
- 5、町債の現在高と償還額、別冊。

最後に69ページをお開きください。

認定第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額5,726万6,402円。

歳出総額6,666万6,402円。

歳入歳出差引残額マイナス940万円。

うち基金繰入額0円。

- 2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、町債の現在高と償還額、別冊。

なお、各会計決算概要につきましては副町長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました認定第1号から第5号、令和4年度一般会計他4特別会計の決算概要につきましてご説明を申し上げます。

お手元に各会計決算書をご用意いただきまして、1ページをお開き願います。

1ページ。1、総括概要でございます。

新型コロナウイルス、原油価格、物価の高騰といった社会情勢によりまして、町政執行に大きな影響を受けましたが、都度補正予算を編成し、子育て世帯や生活困窮世帯への支援、農業者、事業者への物価高騰支援など新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用しながら、様々な事業を実施いたしました。

また、令和4年度は第6次総合計画のスタート年でもありましたので、新たな計画に則り、定住対策と子育て支援地域福祉の充実、スマート農業の推進、防災体制の強化のほか、前年度から継続してきましたJR札沼線廃線後のまちづくり計画や、ふるさと公園リニューアルなどできる限りの手を尽くして事業執行にあたりました。

歳入につきましては、町税等の適正な課税と徴収、国道支出金の積極的な活用、交付税算入率の高い地方債の選択、基金の効果的な運用など有利で確実な財源の確保に努めました。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

2、各会計決算総括表となります。

初めに一般会計。

歳入。

予算額80億3,516万3千円、調定額81億539万6,577円、収入済額80億9,745万1,686円、不納欠損額43万5,390円は、すべて町税となります。収入未済額は750万9,501円で、町税500万6,492円、公営住宅使用料247万5,509円、奨学資金貸付金収入2万7,500円となります。予算に対する増減は6,228万8,686円の増、執行率100.8パーセント、収入率99.9パーセントでございます。

次に、歳出。

支出済額76億8,952万8,057円、翌年度繰越額5,774万2千円、不用額2億8,789万2,943円で、執行率95.7パーセント、歳入歳出差引額4億792万3,629円となります。

なお、科目ごとの概要、町税の内訳につきましては、11ページからの決算説明書の部分に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、202ページをお開き願いまして、202ページになります。

実質収支に関する調書となります。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は3億6,397万1,629円で、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1億8,397万1,629円とし、財政調整基金への積み立てを行いました。

以上が一般会計決算の概要となります。

再び2ページをお開きいただきたいと思います。

戻りまして、国民健康保険特別会計でございます。

歳入。

予算額2億6,722万2千円、調定額2億7,053万3,842円、収入済額2億6,985万3,650円、不納欠損額は5万7千円、収入未済額は62万3,192円で、どちらも国民健康保険税となります。予算に対する増減は263万1,650円の増、執行率101.0パーセント、収入率99.7パーセントでございます。

歳出は、支出済額2億6,626万125円、翌年度繰越額ゼロ、不用額96万1,875円、執行率99.6パーセント、歳入歳出差引額359万3,525円となります。

科目ごとの概要、国保税の状況につきましては、203ページからの決算説明書の部分に記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

実質収支につきましては、224ページの調書のとおりでございます。歳入歳出差引額と同額となっております。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要となります。

再び2ページをご覧くださいまして、後期高齢者医療特別会計。

歳入でございます。

予算額1億2,307万1千円、調定額1億2,188万8,815円、収入済額1億2,203万5,515円、不納欠損額ゼロ、収入未済額14万6,700円のマイナスで、保険料の未返還分でございます。予算に対する増減は103万5,485円の減、執行率は99.2パーセント、収入率100.1パーセント。

歳出でございます。

支出済額1億2,194万4,715円、翌年度繰越額ゼロ、不要112万6,285円、執行率99.1パー

セント、歳入歳出差引額9万800円となります。

科目ごとの概要につきましては、225ページの決算説明書の部分に記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

実質収支につきましては、240ページの調書のとおりでございます、歳入歳出差引額と同額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

再び2ページにお戻りいただきまして、下水道事業特別会計でございます。

歳入。

予算額2億194万5千円、調定額1億8,678万7,885円、収入済額1億7,479万4,623円、不納欠損額ゼロ、収入未済額1,199万3,262円で、内訳は受益者負担金122万400円、下水道使用料42万2,862円、下水道事業債で1,035万円となります。予算に対する増減は2,715万377円の減、執行率86.6パーセント、収入率93.6パーセントとなります。

歳出は、支出済額1億8,519万4,623円、翌年度繰越額ゼロ、不用額1,675万377円、執行率91.7パーセント、歳入歳出差引額1,040万円のマイナスで、これは地方公営企業法の適用に伴う打ち切り決算によるものでございます。

科目ごとの概要などにつきましては、241ページの決算説明書の部分に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

実質収支につきましては、254ページの調書のとおりで、歳入歳出差引額と同額となっております。

以上が下水道事業特別会計決算の概要となります。

再び2ページにお戻りいただきまして、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入。

予算額1億896万9千円、調定額6,676万3,902円、収入済額5,726万6,402円、不納欠損額ゼロ、収入未済額949万7,500円で、内訳は、下水道使用料4万7,500円、農業集落排水事業債945万円となります。予算に対する増減は5,170万2,598円の減、執行率52.6パーセント、収入率85.8パーセント。

歳出は、支出済額6,666万6,402円、翌年度繰越額3,000万円、不用額1,230万2,598円、執行率61.2パーセント、歳入歳出差引額940万円のマイナスで、下水道事業特別会計と同様、地方公営企業法の適用に伴う打ち切り決算によるものでございます。

科目ごとの概要などにつきましては、255ページの決算説明書の部分に記載しておりますので、お目通しを願います。

実質収支につきましては、268ページの調書のとおりで、歳入歳出差引額と同額となっております。

以上が農業集落排水事業特別会計決算の概要でございます。

以上、一般会計他4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告を行います。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、令和4年度の審査結果を報告いたします。

意見書1ページをお開き願います。

1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

審査に付された令和4年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認めたところでございます。

また、予算の執行及び行財政運営についても、総じて適切であると認めたところでございます。

次に、5、決算の概要につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

6、審査意見について申し述べます。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては記載のとおりですので省略し、中段から記載しています意見について述べさせていただきます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、実質収支においても黒字を達成しています。

総務省の令和5年版地方財政の状況の概要によると、主な財政指標となる令和3年度の経常収支比率は全国が88.1パーセントであるのに対し、本町は令和3年度、75.9パーセント、令和4年度、78.8パーセントとなっており、令和3年度の実質公債費比率においても全国が7.6パーセントであるのに対し、本町は令和3年度、2.4パーセント、令和4年度、4.7パーセントと、いずれも財政構造の弾力性を維持しております。

また、町税の収納率は、引き続き高い数値を維持しており、特に個人町民税の収納率が100.0パーセント、公営住宅使用料においても、現年度分の収納率は99.3パーセントと高い数値を示しております。

このことは、納税に対する町民の意識の高さを表すとともに、徴収業務の組織的な取り組みの成果であると評価をさせていただきます。

一方で、滞納繰越額の収納率は、町税は4.4パーセント、公営住宅使用料においては20.0パーセントと低い状態にあります。引き続き、滞納者に対する納税意識の向上に努め、住民負担の公平性、公正性の観点に即して債権回収を継続されるとともに、納税猶予や処分等の執行に当たっては、新十津川町債権管理に関する条例に基づき、粛々と遂行されることを期待するところでございます。

次に特別会計ですが、決算額等につきましては記載のとおりですので省略し、後段に記載しています意見について述べさせていただきます。

各特別会計においては、引き続き、経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいと思います。

最後に結びとして述べます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から3年半余りが経過し、本年5月8日からは新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更となり、社会経済活動が活発化してきています。アフターコロナを見据えた新しい生活様式も意識しながら、各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

予算の執行に当たっては、法令遵守を更に徹底し、担当課のみならず、他課との連携を強化し、誤りの防止に努めていただきたいと思います。

また、誤りが発生した場合は、役場全体で問題を共有し、改善する横断的体制を再構築し、再発防止を願います。

今後においても健全財政を堅持しつつ、住民福祉の充実と向上を最優先とするまちづくりを推し進めていただくことをお願いし、結びといたします。

以上で、令和4年度決算の審査意見とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 監査委員の審査報告を終わります。

これから、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査について、本日の日程第2で議会運営委員長から決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

本件につきましては、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うこととしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

次に、決算審査特別委員会の構成についてですが、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く9名ということで決定したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の構成は、議長を除く9名と決定いたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

このあと休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、14時30分まで休憩といたします。

(午後2時14分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後2時30分)

○議長（小玉博崇君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に西内陽美議員。副委員長に加藤敏晃議員。

以上のおり互選された旨の報告がありました。

ただいま上程いたしております認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第8号の報告、内容説明、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第24、報告第8号、令和4年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました報告第8号、令和4年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製し、報告する。

内容を申し上げます。73ページをお開きください。

上段から、庁舎建設事業、都市計画マスタープラン見直し業務、農村環境改善センター改修事業の3件の事業について、全体計画、実績及び比較として表しておりますので、お目通しをいただきたいとお願い申し上げます。

以上申し上げます、報告と内容のご説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第8号、令和4年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第9号の報告、内容説明、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第25、報告第9号、令和4年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました報告第9号、令和4年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、算出されませんでした。

連結実質赤字比率、こちらも算出されませんでした。

実質公債費比率、4.7パーセント。

将来負担比率、こちらも算出されませんでした。

内容につきましては、別添の健全化判断比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。

よろしくご審議いただき、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告を願います。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長よりご指示をいただきましたので、令和4年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査結果を報告いたします。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は15パーセントとなっておりますが、令和4年度の一般会計等における実質収支額は黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和4年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は25パーセントとなっておりますが、令和4年度の実質公債費比率は4.7パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、早期健全化基準は350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから将来負担比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上、各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第9号、令和4年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第10号の報告、内容説明、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第26、報告第10号、令和4年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました報告第10号、令和4年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

特別会計の名称、資金不足比率。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに、資金不足比率は算出されませんでした。

内容につきましては、別添の資金不足比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告を願います。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） それでは、令和4年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査結果を報告いたします。

審査意見書をご覧願います。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は20パーセントとなっておりますが、個別意見ア、イおのおのの後段に記載のとおり、令和5年4月1日からの地方公営企業法適用会計への移行に伴う打ち切り決算により、令和4年度の実質収

支額は、下水道事業特別会計が1,040万円の赤字、農業集落排水事業特別会計が940万円の赤字となっておりますが、赤字の原因である町債、下水道事業債、農業集落排水事業債の収入未済分は、令和5年度の下水道事業会計で収入となることが確実であり、資金不足比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第10号、令和4年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査及び決算審査のため、9月13日午後2時まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月13日午後2時まで休会とし、9月13日午後2時から再開いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時44分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第3回新十津川町議会定例会

令和5年9月13日（水曜日）

午後2時10分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 経済文教常任委員会審査報告
（委員会報告第2号） 請願第1号 生産資材等高騰に関する請願
陳情第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求
める陳情
陳情第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関す
る意見書の提出を求める要望
- 第4 請願第1号 生産資材等高騰に関する請願
（討論及び採決）
- 第5 陳情第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情
（討論及び採決）
- 第6 陳情第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める
要望
（討論及び採決）
- 第7 議案第64号 新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第65号 新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第66号 新十津川町定住促進条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第67号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第68号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第69号 財産の取得について
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第70号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第71号 土地改良事業の計画の概要について
（質疑、討論及び採決）
- 第15 議案第72号 土地改良事業に関する事務の受託について

- (質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第73号 新十津川町教育委員会委員の任命について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議案第74号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第18 決算審査特別委員会審査報告
(委員会報告第3号)
- 第19 認定第1号 令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第20 認定第2号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第21 認定第3号 令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第22 認定第4号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第23 認定第5号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第24 選任第3号 常任委員の選任について
(提案理由、内容説明、選任)
- 第25 選挙第11号 滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について
(提案理由、指名推薦、当選の告知)
- 第26 発議第3号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書
(上程、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第27 発議第4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
(上程、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第28 発議第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
(上程、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第29 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (10名)

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷 口 秀 樹 君
副町長	寺 田 佳 正 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
総務課長	久保田 篤 司 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	千 石 哲 也 君
会計管理者	内 田 充 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。ただいま出席している議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時50分）

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、鈴木康裕議員。9番、樋坂里子議員。両議員を指名いたします。

◎例月現金出納検査結果報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第 2、例月現金出納検査結果報告を行います。例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上で報告を終わり、報告済みといたします。

◎経済文教常任委員会報告、質疑

- 議長（小玉博崇君） 日程第 3、経済文教常任委員会審査報告を行います。9月8日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております請願第 1号、陳情第 3号及び陳情第 4号の審査結果の報告を求めます。大畠経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 大畠光敬君登壇〕

- 経済文教常任委員長（大畠光敬君） 議長のお許しがございましたので、これより経済文教常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、次のとおりに決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

請願第 1号、生産資材等高騰に関する請願。審査結果、採択すべきもの。

陳情第 3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情。審査結果、採択すべきもの。

陳情第 4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望。審査結果、採択すべきもの。

規定により報告をいたしたいと思っております。以上です。

- 議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、請願第1号、生産資材等高騰に関する請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、生産資材等高騰に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第3号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、陳情第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第4号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、陳情第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（小玉博崇君） ただいま採択することに決定した請願第1号、陳情第3号及び陳情第4号につきまして、意見書を審議する必要があるがございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

（午後2時17分）

〔議案配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後2時19分）

◎日程変更

○議長（小玉博崇君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第26の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第29とします。

日程第25の次に日程第26として、発議第3号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書を追加いたします。

続けて、日程第27として、発議第4号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を追加いたします。

さらに続けて、日程第28として、発議第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を追加いたします。

以上3件について、よろしく願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 日程第7に入る前に、議案第64号から議案第72号までの案件につきましては、9月8日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第64号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第64号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いします。今回のこの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正なんですけれども、これによって、今の放課後児童クラブの利用定員が増えるわけではないという認識でいいかどうか確認させてください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 1番議員の質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、あくまでも職員の要件の部分になりますので、利用定員の40名については変更はございません。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

○1番（加藤敏晃君） ありがとうございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第65号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第66号、新十津川町定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 定住促進の条例でございますが、6ページの中ほどの太陽光発電についてでございます。まだこれには太陽光発電、電気に変換する設備として規則で定めるものが設置されれば20万円を加算するとありますが、太陽光パネルの大きさなどとか、発電量ワット数とかですね、その辺の規約はないのかということと、太陽光パネルに関しましては、積雪地帯、豪雪地帯でございますので、非常に本道の場合は破損が多いということで、破損した場合には、燃えないゴミの袋には出してはいけないと。有害物質を含んでおりますので、このゴミ処理の問題、このことも併せて考えていかなければならないと思うんですが、その辺の見解はどうなんでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 8番議員のご質問にお答えいたします。

現在の実際の太陽光発電ということのお話だと思っておりますけれども、太陽光発電につきましては、実際に150万円程度かかるということで、蓄電池についても100万から150万程度というふうに今はお聞きしております。それに対する助成ということになっておりますが、その規約、大きさですね、というものについては、規則の方で最低限の範囲というか、そのかかる費用に対して、今網をかけようというふうに考えております。

ただ、今北海道でも実際に中古住宅の関係で、リフォームする時に助成をするということで進んでいるようですので、その規約、規則となるべく合わせる形で進めようというふうに考えているところでございまして、そちらについては規則の方で現在定めようという形で考えております。

ゴミ処理の部分につきましては、そのようなお話もお聞きした部分もありますので、それにつきましても、規則の方でその処理の部分ですね、今でいきますと永住いただいて、5年永住ということになっているので、5年以上、10年以上というところの決めはありませんが、そちらについては、5年以上、10年以上の使用ということの中で使用いただくということになります。今も実際に定住いただかない場合については返還ということになりますので、同様の形で返還いただく部分も出てくるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、新十津川町定住促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第67号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 8款の土木費、37ページでございます。河川維持管理事業でヌタップ川の災害防止のために、確か聞いたところによると、28メートルで4400万。かなり高額、延長数の短いわりにはかかっていると思われませんが、どのような工事なのか、構造物の工事なのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（千石哲也君） それでは8番議員の質問にお答えいたします。

ヌタップ川の今改修を行うんですけれども、まず原因につきましては、昨年8月の豪雨によりまして、護岸の落差工がありまして、その落差工の水叩き部分が洗掘しております。それによりまして護岸も崩壊しておりますので、その復旧を行います。

その復旧といたしましては、落差工の下に水叩き前提護岸というものをコンクリートで打ちます。その下流に連結ブロックと、あと河床を押さえるため根固めブロック、あと護岸を保護する接続ブロック等を施工しますので4,000万近い工事費となります。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それではお伺いします。2款1項9目、ページ数が28ページ、29ページの行政区費のところ、行政区自治会館維持管理事業の会館の階段に手すりを付けるということだったんですけど、吉野以外に1基ずつということだったんですが、吉野活性化センターを除いた理由についてお聞かせいただきたいです。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） 1 番議員のご質問にお答えします。

活性化センターにつきましては、既存の部分が可能ということで除かせていただいて、ほかの10行政区自治会館に付けるという形で今回計上させていただいております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

○1 番（加藤敏晃君） すでに付いているってことですか。

○住民課長（長島史和君） はい、そうです。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第68号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第69号、財産の取得についてを議題といたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第70号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第71号、土地改良事業の計画の概要についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、土地改良事業の計画の概要については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第72号、土地改良事業に関する事務の受託についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、土地改良事業に関する事務の受託については、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第73号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第73号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

教育委員会委員が令和5年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容のご説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字大和192番地3。

氏名、山田裕之。昭和51年3月29日生まれ、47歳でございます。

内容の補足をいたします。

山田裕之氏は、町外の社会福祉法人に勤務されていましたが、平成28年から家業の農業を継承し、経営主としてご活躍されており、現在は、南大和農事組合会計をされております。

また、現在では、ご子息も農業経営者として一緒に農業を営まれています。

山田氏は現在、町の無形民俗文化財の獅子神楽保存会の会員として伝承活動に取り組み、また、冬期は合同会社L i f T o pの索道職員として、そっち岳スキー場の管理運営に従事されています。

人格が高潔で誠実な人柄であり、教育に対する造詣も深いことから、この度ご勇退される荒山直人教育委員の後任として適任であると考え、選任したいとさせていただきます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、新十津川町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第74号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第74号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第74号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員が令和5年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央71番地85。

氏名、天間壽俊。昭和27年3月10日生まれ、71歳でございます。

内容の補足をいたします。

天間壽俊氏は、新十津川町職員、商工会職員として長きにわたり勤務され、固定資産の評価に関する不服を審査する上で、公正中立で高い識見を有しておりますので、本委員として適任であると考え、引き続き選任したいとするものでございます。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第18、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月8日の定例本会議におきまして決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を決算審査特別委員会委員長からお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長、西内陽美議員。

〔決算審査特別委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された認定第1号、令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査経過でございます。

令和4年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、令和5年9月8日から13日にわたり所管課の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての案件について、認定すべきものとする。

以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎認定第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第19、認定第1号、令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和4年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第20、認定第2号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第21、認定第3号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第22、認定第4号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会

計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第23、認定第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎選任第3号の提案理由、内容説明、選任

○議長（小玉博崇君） 日程第24、選任第3号、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは選任第3号、常任委員の選任について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

令和5年8月26日に村井利行議員が逝去されたため、総務民生常任委員会委員が1名欠員となったことから、常任委員を選任するものであります。

委員の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。

選任についてよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りをいたします。

常任委員の選任については、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長による指名とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

総務民生常任委員会委員に、10番、西内陽美議員を指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

◎選挙第11号の提案理由、指名推薦、当選の告知

○議長（小玉博崇君） 日程第25、選挙第11号、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

滝川地区広域消防事務組合同規約第5条の規定により、組合の議員は、構成町の議会議員のうちから当該町議会で選挙された者を充てるとされ、本町からは2名を選挙するとなっております。

組合の議員でありました村井議員が逝去されたため、組合同規約第6条第3項の規定により、補欠の組合議員を選挙するものであります。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

滝川地区広域消防事務組合の議会の議員に、8番、鈴木康裕議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名をいたしました、鈴木康裕議員を当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8番、鈴木康裕議員が滝川地区広域消防事務組合の

議会の議員に当選されました。

ただいま当選された8番、鈴木康裕議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第26、発議第3号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、大島光敬君。

〔5番 大島光敬君登壇〕

○5番（大島光敬君） それでは、議長の指示がございましたので、発議第3号についてご説明させていただきます。

本日付で、提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

裏面をご覧ください。

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書

北海道の農業は、国民の食料を安定供給する食料基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置付けにある。

こうした中、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として、昨年は国をはじめ、北海道や市町村では営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられた。しかしながら、国が措置した肥料高騰対策は、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いことから、全国一律の価格高騰率40パーセントを使用する算定式では、北海道の高騰率78パーセントとの乖離が大きく、十分な補填対策となっていないと生産者からの声が相次いでいる。このため、国に対しては、価格上昇分を確実に補填される対策が求められる。

一方、6月から新たな肥料価格が前年よりも19.4パーセント（ホクレン主要銘柄）引き下がり、全国でも28パーセント（全農扱い）値下がりした。このため、国は直接的な補填対策を行わないとして、使用料の逡減を定着させる事業を措置し、協議会当たり500万円を上限とした追加対策を示したが、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策に繋がるのか懸念されている。また、価格が下がったとはいえコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場は再び円安傾向となっているため、さらなる価格高騰を招くことが危惧されている。

加えて、6月から石油元売り企業への国の補助金が段階的に縮小していることから、ガソリン価格がリッター当たり180円を超える状況にあり、これに連動して電気料金も大幅に値上がりしている。

このままでは、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねない。

については、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記事項を要望する。

要望事項。

1、令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補填対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補填されるよう、本年度も対策を講ずること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組みが行われるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月13日、小玉議長名で、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第27、発議第4号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、大畠光敬君。

〔5番 大畠光敬君登壇〕

○5番（大畠光敬君） それでは、議長の指示がございましたので、発議第4号についてご説明させていただきます。

本日付で、提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

裏面をご覧ください。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和3年3月末で廃止される予定であったが、索道事業者等からの強い要望によって3年間の延長措置が認められ、令和6年3月末で適用期限を迎える。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

当町のスキー場においても、安全、安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月13日、小玉議長名で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第28、発議第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、大島光敬君。

〔5番 大島光敬君登壇〕

○5番（大島光敬君） それでは、議長のご指示がございましたので、発議第5号についてご説明させていただきます。

本日付で、提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

近年、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

4、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安

心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

5、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道や公営住宅、学校などの公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

6、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

7、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

8、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部に加え、河川、道路事務所の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月13日、小玉議長名で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第29、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員

会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和5年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員